

一般財団法人総合科学研究機構

「CROSS会員」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人総合科学研究機構(以下、「機構」という。)定款第36条の規定に基づき、機構の活動を支援することを主たる目的とする「CROSS会員」について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 CROSS会員は、機構の定款で定められた目的及びその事業を遂行する上で必要な次の事業を行う。

- (1) 機構が発行する機関誌『CROSST&T』の編集及び出版への協力
- (2) 機構が開催する研究会や公開講座への参加
- (3) 機構の業務執行に際し必要とされる情報の提供
- (4) 機構の行う各種広報活動への協力
- (5) CROSS会員相互の交流事業への参加

(事務処理)

第3条 CROSS会員に関する情報管理などの事務を処理するため、法人事務局内に「情報管理部」を置く。

(『CROSST&T』の配布)

第4条 機構は、その行う事業に対する理解協力を得るため、『CROSST&T』を発行し、次の所に配布する。

- (1) 機構の事業に係わる行政機関、民間企業及び各種団体
- (2) 機構の活動に多大の協力を寄せる支援者
- (3) 機構の役員、評議員、委員会委員などの関係者
- (4) 機構の広報活動への協力

(5)機構の事業を支援する「CROSS会員」

(CROSS会員の種類)

第5条 CROSS会員は、機構の目的に賛同し、その活動を支援する者とし、その種類は次の通りとする。

(1)法人会員

(2)個人会員

(3)賛助会員

2 法人会員とは、民間企業や団体等をいう。

3 個人会員とは、組織から離れた個人をいう。

4 賛助会員とは、特に資金面で支援協力する法人及び個人をいう。

(CROSS会員の会費)

第6条 CROSS会員は、会費を納めなければならない。

2 会費は、年会費よりなり、その内訳は次の通りとする。

(1)法人会員

年会費:10,000円(1口)

(2)個人会員

年会費:2,000円

(3)賛助会費

年会費:50,000円(1口)

3 会費は、機構から請求があった時から2ヶ月以内に納入しなければならない。

4 年会費の納入時期は、毎年4月とする。

5 賛助会費は、法人会費、個人会費とは区分けし、「寄付金」として経理処理するものとする。

(入会及び退会)

第7条 CROSS会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 CROSS会員は、次の場合、退会したものとする。

- (1)理由なく会費を納入しないとき
- (2)退会願いを提出し、理事長の承認を得たとき
- (3)会員として不適と見なされたとき

(CROSSネットワーク)

第8条 機構は、その関係者が各種の情報を共有可能とするため、学校法人筑波研究学園などの連携機関との間で「CROSS ネットワーク」を構成する。

- 2 「CROSS ネットワーク」は、CROSS会員が相互に連携し合うための機会を積極的に設定する。

(CROSS会員の特典)

第9条 CROSS会員となることにより得られる特典は次の通りである。

- (1)機構が発行する機関誌等の配布を受ける
- (2)機構の活動全般に関する情報を受け、その活動に参画する機会を得る。
- (3)必要な手続きを経ることにより機構が実施する各種のプロジェクトやイベントに関与し、その活動に参画することができる。
- (4)J-PARCに関する情報など、最先端の科学技術に接する機会が得られる。
- (5)「CROSSネットワーク」の有する豊かな人的ネットワークに加わることが出来る。

(幹事会など)

第10条 CROSS会員は、機構の運営につき、必要に応じ提言及び助言を行うことができる。

- 2 会員が相互の連携を密にし、あるいは、機構に提言や助言を行うため、会員の互選により幹事会などの組織を設けることが出来る。

(会計)

第11条 会費の収入及び支出については、機構の法人会計の中で適正に処理するものとする。

- 2 機構の会計は、CROSS設立の理念に従って処理するものとし、その経理内容はCROSS会員に対しては公開するものとする。

(雑則)

第12条 その他、CROSS会員に関する必要な事項については、常任理事会において別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この改廃は、機構の役員会の議決を経て行う。
- 2 この規程は平成19年4月1日より実施する。
- 3 この規程は平成21年4月1日より改正する。
- 4 この規程は平成23年4月1日より改正する。
- 5 この規程は平成26年4月1日より改正する。